

— 東京武蔵野シティフットボールクラブ後援会会員規約 —

第1条 (名称)

この会は、東京武蔵野シティフットボールクラブ後援会（以下、後援会という）という。

第2条 (目的)

(一) この会は、東京武蔵野シティフットボールクラブ（以下クラブという）を通じ会員相互のコミュニケーションを活性化するとともに、クラブのより一層の発展を推進する新しい精神的支柱としての役割を果たすこととする。

(二) この会は、クラブの発展ならびに強化に対する諸活動の主旨をうけて、活動にかかわる経費の援助を行う。

第3条 (会員)

この会の目的に賛同し、所定の申込手続きを行った個人をもって会員とする。

第4条 (年会費)

年会費は、スタンダード会員 4,000 円、プレミアム会員 10,000 円、U-18 会員 2,000 円とする。また、ファミリー会員は大人 3,000 円、高校生以下 2,000 円とする。

第5条 (会員特典)

この会の会員はクラブから下記の特典を得る。

- ・会員証の進呈
- ・クラブが主催・主管する試合の観戦ご招待
※会員証の提示により、ご本人のみ入場が可能
※会員証の提示により、当日券を前売り価格にて販売（1 会員 1 枚まで）
- ・クラブの提携ショップ割引
- ・後援会限定オリジナルグッズプレゼント
- ・東京武蔵野シティ FC オリジナルグッズが 15%割引で購入できる
- ・クラブ主催パーティーへ優待（会費制）
- ・その他

第6条 (有効期間)

この会の会員登録有効期間は、申込年の 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとする。

※当該年度日本フットボールリーグ最終節以降にお申込みいただいた場合、次年度の後援会へのご入会となります。

第7条 (更新)

この会の登録更新は、所定の手続きを行うことで更新される。

第8条 (途中退会)

年度途中の退会に際しては、後援会事務局まで退会の申請をするものとする。その際会費の返金はしないものとする。

第9条 (会員資格の喪失)

会員は本規約に違反した場合は、ただちに資格を喪失するものとする。

第10条 (所在地)

後援会事務局は、東京都武蔵野市中町 2-10-12 東京武蔵野シティフットボールクラブ事務局内に置く。

(施行) 平成 15 年 1 月 14 日
(改正) 平成 16 年 1 月 31 日
(改正) 平成 16 年 12 月 1 日
(改正) 平成 18 年 6 月 1 日
(改正) 平成 20 年 2 月 1 日
(改正) 平成 20 年 11 月 12 日
(改正) 平成 22 年 12 月 16 日
(改正) 平成 28 年 10 月 20 日
(改正) 平成 31 年 2 月 10 日